

第十二回 参議院農林委員會會議録第十二号

(三三四)

昭和二十六年十一月二十六日(月曜日)
午後一時三十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 片柳 眞吉君
山崎 恒君
岡村文四郎君

委員

池田宇右衛門君
白波瀬米吉君
北村 一男君
滝井治三郎君
宮本 邦彦君
赤澤 興仁君
飯島連次郎君
加賀 操君
江田 三郎君
門田 定藏君
小林 孝平君
三橋八次郎君
松浦 定義君
野澤 勝君

委員外議員

野澤 勝君

國務大臣

農林大臣 根本龍太郎君

政府委員

農林政務次官 島村 軍次君
農林省畜産局長 青柳 確郎君
食糧庁長官 安孫子藤吉君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
会専門員

説明員

通商産業省通
商化学局化学 楠手 操六君
肥料部長

本日の会議に付した事件

○蚕糸対策に関する農林大臣への申入れの件
○繭糸価格安定法案(内閣提出、衆議院送付)

○農林政策に関する調査の件
(肥料に関する件)
(米麦の統制に関する件)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

去る二十二日の農林委員会の決議によつて蚕糸対策に關して政府に申入れ、更に繭糸安定特別會計法案に關し大蔵委員長に申入れを行なつたのであります。その申入れを専門員から朗読させることにいたします。

〔安樂城専門員朗読〕

昭和二十六年十一月二十二日

参議院農林委員會

内閣 官田 茂殿
總理大臣 池田 勇人殿
農林大臣 根本龍太郎殿

蚕糸対策に關する申入れ

今国会に政府から提出せられてゐる「繭糸価格安定法案」は目下當委員會において審議中であるが、本法は繭糸は題名が「繭糸価格安定法案」となつておるにもかかわらず繭糸格の安定については単に第十條一ヶ條を設けたのみで、しかもその内容は極

めて空漠抽象的なものであつて、繭糸の安定は繭糸の安定によつて間接的安定を期待してゐるに過ぎず何等實質的積極的措置が規定せられてゐない。かくては蚕糸対策の基礎をなす養蚕対策の、しかもその基本である繭糸の安定については意が用いられてゐないのではないかと疑われ、繭糸の安定に關する政府の方針如何が本法草案成否の鍵となつてゐる。

繭糸安定のためには繭糸の低落に備えて生産者を保障する價格を以て政府が生産者の申出によつて無制限に買上げる價格支持政策の確立が先決であるが、財政上等の關係から今直ちにこれを実施することが困難であるとするれば能う限り近い機会にかゝる施設を実施することとし、差

當つては、本法草案第十條の規定による繭糸の低落を防止する措置として、政府において糸価を決定するに當つて必ずその中に占める繭糸を明示すると共に適正な繭糸を支持し得るよう、繭の市価がこの適正價格を下廻る場合には、政府は乾繭の保管

その他繭糸支持のために必要な資金を確保充分に融通し、且つその利子及びかかる措置を採ることに伴つて必要な諸経費の補助等最善の方途を講ずると共に、繭糸の安定と表裏の關係にある、養蚕業の振興及び養蚕農家の保護のため、繭生産の増強及び生産費の引下げ、乾繭及びこれが保管設備の拡充、組合製糸の育成その他繭取引の合理化並びに生糸の需

要増進等について政府の思ひ切つた施策を必要とするに堪がみ、これ等の事項の実施に關する政府の方針とその決意を當委員會において満足できるように表明せられたい。

なお右に關連し糸價安定特別會計法案第八條による差益金は右蚕糸対策に支出するより充分に考慮せられたい。

右は「繭糸価格安定法案」審議の都合があるから、速かに取運ばれ、且つ閣議にはかり政府の責任を明かにされたい。

参議院農林委員會
委員長 羽生 三七

参議院大蔵委員會
委員長 平沼騷太郎殿

糸價安定特別會計法案に關し
依頼の件

要増進等について政府の思ひ切つた施策を必要とするに堪がみ、これ等の事項の実施に關する政府の方針とその決意を當委員會において満足できるように表明せられたい。

なお右に關連し糸價安定特別會計法案第八條による差益金は右蚕糸対策に支出するより充分に考慮せられたい。

右は「繭糸価格安定法案」審議の都合があるから、速かに取運ばれ、且つ閣議にはかり政府の責任を明かにされたい。

参議院農林委員會
委員長 羽生 三七

参議院大蔵委員會
委員長 平沼騷太郎殿

糸價安定特別會計法案に關し
依頼の件

糸價安定特別會計法案については當委員會としては次のような取扱を希望しておりますから格別の御配慮を願ひたく

右御願ひ致します

一、第四條の處出中に「繭糸價格安定法案」(原案)第十條の「繭の價格の異常なる低落防止のため行ふ必要な措置」の目的を達成するための経費を追加すること

二、第八條の「利益金による積立金」は損失補てんのみならず繭糸價格安定法の運用に必要な一般事業資金にも充當し得ることとする

○委員長(羽生三七君) 續いて先ほどの蚕糸対策に關する申入れについて農林大臣からこの委員會宛回答がありましたので、これを朗讀いたさせます。

〔安樂城専門員朗読〕
二六番第一五三五号
昭和二十六年十一月二十六日
農林大臣 根本龍太郎
参議院農林委員會殿

業資金にも充當し得ることとする

○委員長(羽生三七君) 續いて先ほどの蚕糸対策に關する申入れについて農林大臣からこの委員會宛回答がありましたので、これを朗讀いたさせます。

〔安樂城専門員朗読〕
二六番第一五三五号
昭和二十六年十一月二十六日
農林大臣 根本龍太郎
参議院農林委員會殿

「蚕糸対策に關する申入れ」についての回答

「繭糸價格安定法案」の審議に關連し、昭和二十六年十一月二十二日付をもつて、貴委員會より「蚕糸対策に關する申入れ」に接したが、政府はもとより繭糸の安定に關して深い關心を抱き且つこれが実現について最大の努力を傾注する意圖を有するものであるが、なお、御申入の諸点については左記の通り措置致す所存であるので御了知せられたい。

記

一、糸価の中に占める繭糸の明示については、當事者の希望に應じ適當な方法を考へ審議會にも諮問した上で善処したい。

二、乾繭保管その他繭糸支持のための必要な資金の融通については御趣旨に添うよう努力致したい。

三、利子その他の諸経費の補助については、今直ちには困難と思われ

るが、将来情勢を見て必要に應じ善処致したい。

一、糸価の中に占める繭糸の明示については、當事者の希望に應じ適當な方法を考へ審議會にも諮問した上で善処したい。

二、乾繭保管その他繭糸支持のための必要な資金の融通については御趣旨に添うよう努力致したい。

三、利子その他の諸経費の補助については、今直ちには困難と思われ

四、養蚕業振興等の問題については本年五月策定した「養蚕業振興緊急対策」に基づいて着々実施中であるが、なお一層これらに関する施設の強化を図つて参りたい。

五、特別会計の利益金の使途については、繭糸価格安定制度の目的に添い養蚕業振興を図り得る様に考慮して参りたい。

なお、本件については大蔵省と協議済みである。

○委員長(羽生三七君) それではこの件について農林大臣から発言せられま

す。

○農務大臣(根本龍太郎君) 先般申入れ頂きました繭糸対策に関する申入れにつきまして、只今朗読して頂いたような諸項目について政府は善処いたして委員会の申入れの点を實現いたしたいと存じます。何とぞ今後につきましてもこの繭糸価格安定に関する法案について、慎重御審議の上、御賛成のほどを特にお願ひする次第でございます。

○委員長(羽生三七君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(羽生三七君) 速記を始め、それでは繭糸価格安定法案を議題にいたします。質疑は先日終了いたしましたものと了解いたしておりますので、質疑を終了して討論に入ること、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶあり〕

○委員長(羽生三七君) これではさうにいたします。御意見のおありのかたがたはそれ、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお修正意見がございましたら修正案及びその修正理

由を討論中にお述べを願ひます。

○小林孝平君 私は只今議題になつております繭糸価格安定法案について修正案を提出したいと思ひます。最初に修正案を朗読いたします。

繭糸価格安定法案に対する修正案

繭糸価格安定法案の一部を次のように修正する。

第三條第一項中「生糸の価格、繭の生産費、生糸の製造及び販売に要する費用、主要繊維の価格並びに物価その他の経済事情を参し、よくして」を「繭の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の額を加えて得た額を基準とし、主要繊維の価格及び物価その他の経済事情を参し、よくして」に改める。

第九條中「生糸の輸出」を「生糸(生糸の加工品を含む。)の輸出」に、「生糸を輸出」を「生糸(その生糸の加工品を含む。)を輸出」に改める。

第十七條中「前條」を「前二條」に、「同條」を「各本條」に改め、同條を第十九條とする。

第十六條第一号中「第十三條第一項」を「第十三條第一項」に、同條第二号中「第十三條第一項」を「第十四條第一項」に改め、同條を第十八條とし、同條の前の見出しの次に次の一條を加える。

第十七條 第十條第一項の規定に基づく政令の規定に違反して契約し、又は対価を支払い、若しくは受領した者は、一年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の政令の改正、廃止又は失効の時までにした行為に対する同項の規定の適用については、なおその改正、廃止又は失効前の例による。

第十五條第二項中「関係行政庁の職員及び」を「養蚕業者、製糸業者その他」に改め、同條を第十六條とする。

第十條を第十一條とし、以下第十四條までを順次一條ずつ繰り下げ、第九條の次に次の一條を加える。

(禁止価格をこえる契約等の禁止) 第十條 政府は、不当な利益を目的とする買占その他の行為により生糸の価格が異常に騰貴し、又はそのおそれが著しい場合においてこれを防止するため必要があると認めるときは、第七條に規定する生糸の売買取引につき、政令で、一定の価格(以下「禁止価格」という。)をこえる価格による契約又は対価の支払若しくは受領を禁止することができる。

2 禁止価格は、標準生糸についてはその最高価格を下らない額とし、その他の生糸については標準生糸の禁止価格に政令で定める額を加減して得た金額とする。

以上が修正案の内容であります。これにつきまして若干の御説明をいたしたいと思ひます。

最初に第三條の修正であります。第三條は最高価格、最低価格を決定する規定であります。極めて重要な事項であります。原案はその表現がいまいであります。本来ならば最高価格は如何ように、又最低価格は如何ように定めるかと分けて書くべきであらうと考へるのであります。又政令で定

めるところにより、生糸の価格、繭の生産費、生糸の製造及び販売に要する費用、主要繊維の価格並びに物価その他の経済事情を参し、よくして」と書いてあります。これは単に項目を羅列したにとどまりまして、具体的ではなく極めて表現が不明確であります。このように書き方をしたのは、恐らくいろいろの関係から、できるだけ幅広く解釈できるようにしたいとの意図に出たものであらうけれども、この規定の重要性から考へまして、もう少し価格決定の基本的な方法をはつきりとわかるように書くなければならぬと考へるようになりました。併しできるだけ修正を小部分にとどめたいと考へますので、今申した前段の最高価格、最低価格を分けて書くというところは、この際触れませんが、後段の点については、この法律の目的の一つが養蚕業の安定を図る。この点から見て当然価格決定の基本的な考へ方としては、繭の生産費を償い得るようなきめ方ではなくてはならないのであります。従つてこの部分を修正いたしました。繭の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の額を加えて得た額を基準とし、主要繊維の価格及び物価その他の経済事情を参し、よくして」と具体的に書くべきものだと思ひます。このように修正したものであります。なお念のため申し上げておきたいのは、主要繊維等のうちには生糸を含むことは勿論であります。

次は第九條中の「生糸の輸出」というのを、その(生糸の加工品を含む)というように修正したのであります。けれども、これは生糸の加工品である織物の輸出が相当量ありまして、又生

糸として輸出するより織物として輸出したほうが有利でありますので、この原案を修正いたしました。このように改めたわけでありまして、

それから次に多少前後いたしますけれども、第九條の次に新たに第十條として一條加えました。(禁止価格をこえる契約等の禁止)の條文であります。この説明を申し上げます。只今の生糸の需給関係から見ますと、三十億円の特別会計では価格変動を抑えるのに十分でないと思へられるのであります。若し政府の手持ちの生糸の少いとき、又はこの法律の発効後早々であつてまだ政府が生糸の買上げを行わず手持ちが全然ないときにおいて、投機を目的として価格の吊上げが行われるような場合には、本法案ではこれを抑えることができないので、この禁止価格の規定を設け、これを防止することにしたいと考へまして、この一條を加えることにしたのであります。この條文につきましては新たに十七條に一條加えまして罰則を設けたわけでありま

す。それから次は原案の第十五條の審議会の規定であります。これを修正することにしたのであります。この審議会の規定は、原案では「委員は、関係行政庁の職員及び養蚕業に關し學識経験のある者のうちから農林大臣が任命する。」ことになつておりますけれども、関係行政庁の職員をこの際前除いたすべきであると思へておるのであります。その理由は、實際問題として、関係行政庁の職員は審議会に対して資料の提供、或いは参考原案の提出等を行うものであります。その説明等を通じて十分に意見開陳の機会もあ

るのでありますから、特に委員として加わる必要はないと考えるのであります。このような審議設置の理由からいたしまして、委員は民間人を以てしてその意見を十分尊重するという建前をとるべきものと考えましたので、この行政庁の職員を委員にすることを削除したわけであります。又原案は単に「養蚕業に關し學識経験のある者」とありますが、これは當然養蚕業者、製糸業者の代表を加えるべきものでありますので、この点を修正したわけでありまして、

その他は以上申し上げた修正に伴つて條文を整理したのであります。

以上修正案の説明を終ります。

○白波瀨米吉君 私本法案並びに修正案に賛成をいたしたいと思ひます。それに対して順次意見を申述べたいと思ひます。

今度の法案は内外共に待望の法案であります。これを實施いたしましたならば、必ず内外共に非常な養蚕業に一つの転機を与えて好感を以て迎えられることと存するのであります。なおこの修正案そのものに対しては賛成をするものであります。ただこの運用に対しては非常な注意を要するものであると私は存するのであります。

第一番に三條の修正であります。これはコストを先ず出して、そうしてこれは織維の価格並びに經濟情勢を睨み合せて適當な価格をきめるといふことなので、頗る適當であると考えられるのであります。ただ問題はこれは運用面において非常に重大な問題である。なぜならば、生糸そのものは国内だけでの商品でなしに世界的な商品でありまして、若しこの運用を誤りま

すと、輸出を阻害するだけではない、養蚕業を著しくこれは萎縮せしめるような結果を生ずるからであります。なげならば生産費価格でいわゆる正札付のようなことでは、海外に生糸というものを思うように輸出を増進させるということは非常に困難であります。それでありますから、こういうふうに修正されまして、これを運用する上においては飽くまで生産費を尊重して、そうしてそれに生糸の自主性というものを無視しないように、無論生産者の生産費というものを飽くまで尊重することは當然でありますけれども、それ

かと言つて非常にこういふ奢侈的な品物を高い価格で、ともかく引合えたいというふうな行き方にしますと、これは自主性に關わらないことになつて、結局養蚕業が萎縮する、又輸出は極めて減つて来るというふうな結果を生ずることが非常に心配でありますから、いわゆる織維の生産費並びに生糸の生産費を飽くまで尊重すると同時に、生糸の自主性をよく把握して価格の決定をして行くことが非常に必要である、こ

ういふふうに私は考えるのであります。それから今度新しく修正案として十條を加えられたことに對しまして、これも非常に運用というところが大事な問題でありますから、飽くまでこれは従来の宝刀の性質を以て運用されないと、いわゆる業者の売買契約を徒らに阻害をしたり、或いはこれを禁じたりするようになつてくるのでありますから、飽くまでこれは従来の宝刀の性質を以て、よく自主性であるかなにか、或いは人為的相場で一部の業者の暴利を貪らんがためになす相場であるかないかということに十分見極めて

これを實施するようになつてもらいたい。そういう点で私はこの修正案は非常に適當であるけれども、運用面に対してそれらの点を希望を附けまして、そうして本案に賛成したいと思ふのであります。

○片桐眞吉君 私も数点の希望意見を附けまして只今の小林委員の修正案に賛成し、修正箇所以外は政府の原案に賛成をいたすものであります。

希望意見の第一は、この法案は繭糸価格安定法となつておりますが、委員會の審議でしばしば御意見が出ましたように、繭の価格安定につきましては具體的な方策が法案には規定されておらないのであります。そういう意味で當委員會から申入れをいたしまして、政府が誠意を以て且つ可及的速かにこの申入れの事項を實現していただきたいということを強く要望したいのであります。特に來年度の予算の編成時期も始まつておるのでありますから、これに乗り遅れまいやうに、來年度からできるだけこの申入れ事項が具體化するようになり、特にこれは希望をいたすものであります。

それからその次の希望意見といたしましては、審議の際に質問もいたしたのであります。養蚕業の対策が食糧の増産なり、或いは農業生産との関連が未だ必ずしも消化されておらない感じがするのであります。やはり食糧増産との關係をよく考えられまして、合理的な養蚕対策或いは価格安定の対策をとつて頂きたいという点が第二点であります。

それから第三点は、只今白波瀨委員からも御意見がございましたが、繭の生産費につきましては、これは私やはり生産費を完全に見てもらいたいということと希望をいたしますが、併しこれはやはり外国へ對する輸出の關係もございまして、繭の生産費の合理化、或いは製糸關係のコストの合理化には、今後一段の努力をして頂きたいというところ、もう一つは米価審議會で、最近米価小委員會で非常に精密な米の生産費の調査方式を検討いたしましたわけでありまして、これが米価審議會であらうな合理的な方式で生産費を計算するという方針がきまりました。場合におきましては、繭の生産費の算定におきましても大体これに準じて生産費の算定を頂きたい。これは繭と生産費の算定方式が違ふということとは、これは非常に不合理でありますから、米価の算定方式に準じて繭の生産費の算定方式もやつて頂きたいというところを第三点に希望いたします。

それから最後には、この差益金を養蚕業に使うというところは、先ほど大臣からもお話になりましたが、三十億の資本につきましても、これは今後の生糸価格の上昇なり、或いは我々が言つておりますところの生産費をカバーするといふような観点からしますと、三十億ではや足りないといふやうな感じがいたしますのであります。そういう意味で、來年度の予算におきまして、三十億といふ金額に固定せずして、この安定施設が完全に運用できまする程度に一般會計からの繰入れを是非実現をして頂きたい。

以上四点の希望をしまして賛成するものであります。

○山崎恒君 私も本法案の只今小林委員から修正された点を賛成いたしました。そして、その他政府提案に對しまして賛成の意を表するものであります。その他白波瀨委員、或いは片桐委員から説明されました希望意見に全く同意であります。

この際ただ一つ意見を申し上げておきたい問題は、この法律がおよその題目と養蚕農家の繭の価格といふものとマツチしなかつた点が論議的になつておるのであります。修正の箇所によりまして、いささか繭の生産費の額を基準にするといふやうな字句の修正によつて、幾らか養蚕農家に不足なから同意して頂くといふやうな線が出て來たのであります。只今申されたように、三十億の金によつて養蚕農家の満足する価格の操作ができるかどうかといふことが誠に疑問であります。よつてこの三十億の問題に對しましては、当初から委員會において論議されたように、なお相當額の要求を政府に對して措置するやうなことを希望條件といたしまして賛成するものであります。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言はございませんか。御発言がなければ討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言は終局したものと認めて繭糸価格安定法案について採決をいたします。先ず討論中にありました小林君の修正案を議題にいたします。小林君提出の修正案に賛成のかたの御起立を願います。

○委員長(羽生三七君) 全会一致でこ

ございます。よつて小林君提出の修正案は可決されました。

次に只今採決されました小林君の修正にかかわる部分を除いて内閣提出にかかわる諸案価格安定法案全部を問題にいたします。修正部分を除いた原案に賛成のかたの御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(羽生三七君) 全会一致でございます。従つて本案は全会一致を以て修正議決と決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容等は、いつもの慣例によることを御了承願ひいたします。

なお多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

小林 孝平 岡村文四郎
門田 定藏 飯島連次郎
三橋八次郎 松浦 定義
北村 一男 山崎 恒
片柳 鳳吉 溝口 三郎
瀧井治三郎 白波瀬米吉
宮本 邦彦 赤澤 興仁
加賀 操 江田 三郎
池田宇右衛門

○委員長(羽生三七君) ちよつと速記をとめて下さい。

午後二時九分速記中止

午後三時八分速記開始

○委員長(羽生三七君) それでは速記を始めます。この際野澤議員が、一つは諸議の件につき、一つは肥料の問題について委員外発言を求められておりますが、御了承をお願いいたします。

○委員外議員(野澤勝君) 本委員会の多忙の際に委員外質問を申込みまして御了承を得ましたので、この席をお借

りいたしました。一、二の点を御質問いたしたいと思ひます。

先ず第一点は肥料問題に關してでございますが、聞くところによると、肥料の二十六年八月から二十七年七月までの間における需給計画を政府は一応発表されておるのでありますが、この際にその需給計画が既定方針通りであるかないかという点について一応お聞きしたいと思ひます。

○説明員(榊手操六君) 今年の八月から来年の七月までの二十六肥料年度の肥料の需給計画でございますが、当初、今年のこれは四月でありましたが、電力の一年間の需給計画をいたしました当時における肥料の需給計画は、先ず窒素肥料のほうから申しますと、硫酸、石灰窒素を合せまして、硫酸に換算して二百四十万四千トン、過燐酸が百六十トンという生産計画になつておるのであります。そこで大体その当時から見通しますと、今年の七月末には相当のストックが今年の八月以降に持越される見込みでありましたので、窒素肥料で二百四十万四千トン、過燐酸で百六十万トンの生産を計画いたしました。国内のほうは勿論、東南アジア友邦諸国からの切実な要請に對しても或る程度応じて行けるという見込みを以て計画したのであります。今年の六、七月の頃におきまして予想以上に農村と申しますか、一般の商人と申しますか、需要がありまして、七月末の在庫は当初考へておりましたものより相当減つて参つたのであります。一方におきまして台湾、フィリピン、朝鮮、沖繩等非常に肥料不足で以て輸出の要請が高まつて来たのであります。そこで九月になりまして窒

素肥料二百四十万四千トンに更に十五万トンの増産計画を立てまして、そうして十五万トンの窒素肥料のうち十万吨を東南アジア諸国の友邦に對して出そうという方針をきめ、過燐酸肥料につきましても百六十万トンを十万吨ほど余分に作るという計画に改訂いたしました。その十万吨を友邦諸国に出そうという方針をきめたのであります。それに必要な窒素肥料につきましては電力の追加増産、過燐酸肥料につきましては産額の増産を計画いたしました。機軸の輸入計画も立てたのであります。さういふにいたしまして八月以降のその計画に基く生産の状況であります。九月の末から十月初め、ルース台風のあります頃までの約半月ばかりというものは、非常に最近では稀な大水がありまして相当の減産をいたしましたのであります。幸いにルース台風をきつかけといたしまして、その後雨が多うございまして電力事情も漸次改善をされまして、実績で申上げますと、ましては計画より約一萬一千トンの増産をいたしました。十月は計画に對しまして約二萬三千トンの減産をいたしましたのであります。従つて八、九、十、三月間を通算いたしました二萬二千トンの減といふことではあります。この二萬二千トンの三月間の減産は、当初の二百四十万四千トンの計画に十五万トンを足しました二百二十九万四千トンに對する二萬二千トンの減産であります。今後はどうなるかということによつて、この計画がどうなるかといううことになるのであります。十一月は二十日頃までの模様から申しますと、大体計画通りの生産が行われそう

であります。十一月以降、一番心配なのは来年の二月頃までのことでありまして、この間におきましても肥料の国内需要といふことは勿論のこと、この東南アジア諸邦に對してしまつても約束の数量は何とかいたしまして出したいといふことも強いのであります。電力制限をやります場合においても、肥料については制限をまあ殆んどしないといふような取扱をやることに公益事業委員会とも話をいたしておりました。大体その方向で進むものと思つて、大

限りにおきましては、国内の需要及び海外に對しまして大体約束をいたしておきます。機軸のほうには、これは一番問題の電力の消費が非常に少いのであります。問題は機軸さえあればで

きるといふのであります。このほうは極めて順調に優先的に外貨を割当てまして入つておりますので、これは万々問題はなかりと思ひます。現に八、九、十の実績におきましても、計画に對しまして約六千トンの増産をいたしてお

るといふやうな実績であります。○委員外議員(野澤勝君) 只今の肥料部長の答弁でございますが、大体今需給計画から見るといふと思つたよりもまあ増産が存分に行かんといふふうには私は聞いております。電力事情その他で需要見込が東南アジア方面から多くなつて、いわばその生産と需要との計画が初期計画とは一致しないといふう

うように私は聞いております。私自身調査によりまして、さうに思ひます。そこであなたの御答弁の中で九月、十月のルース台風によつて二萬二

千トンくらいは減産、併し十一月は大

体の予定通り行くのじやないかといふあなたの御指摘ですが、事實ですか。

○説明員(榊手操六君) これは十月三十日を過ぎて見ないとこれははつきりはお答えできないのであります。二十日頃までの各社の報告を綜合して見ますと、推定は大体さう大したひどい減産がなくて済むのじやないかと、か

うように推定をいたしております。○委員外議員(野澤勝君) 丁度農林政務次官も来ておられますので、この際政務次官にも御質問をいたしたいと思ひます。そこで私はお聞きをするのであります。今のような、大体当初予想とは完全に生産が行かないといふときに、依然として海外の輸出に對しましては既定の方針通りをどうしても輸出しなければならぬという御意思で

あります。或いは内地の需給関係と脱み合せまして、従来の計画だつた輸出に對しましては加減しようという御意思なのですか、その点一つ肥料部長からいまだ一度お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(島村重次君) 肥料の輸出に關する事柄につきましては、現在のところは多少時期は遅れましても既定の方針によつて国内の需給上差支えな

いという見方を持つております。○委員外議員(野澤勝君) 農林省のほうはメーカでないからそのくらの

答弁しか仕方がないだらうと思つて

ますが、メーカを指導している通産省当局の意見ですが、先ほどそのほうの話を聞きますと、私はどうも不安が伴うわけなんです。今後とも電力関係が

そう存分に行くとはい思ひません。そ

う

う

う

してほかの軍需の工業などに相当電力も取られますので、存分に行かんと私は思つておるのです。さうな点から見ると、あなたがたが最初計画した九十三万トンを輸出に充てようというこの計画が、かような情勢になつてもそれを輸出しようというのか、さうな場合には国内の需要だけを優先的にして、これを抑えようとするのか、この点をはつきりしておきたいと、こゝうのが私の質問の要旨なのです。

○説明員(柿手操六君) 勿論国内の需要というものを優先的に考えなければならぬと存じまして、それでは輸出の要請に應えられないというより、当初の計画でありましたので、十五万トンの増産計画を立てまして、十五万トンの増産計画の全部でなく、そのうちの十萬トンを輸出するという計画にいたしましたのであります。かようにいたしましたので、その十萬トンの輸出の枠につきましても、輸出する時期につきましても、これは二萬トンはすでに台湾、フィリピン等の諸島にきましましたけれども、そのほか八萬トンについては全然いつ輸出するということは決定いたしておらないのであります。御指摘のように、電力事情その他と睨み合せて、国内に支障のない時期に出す、増産と睨み合せて出すというふうにしたと考へておるのであります。

○委員外議員(野澤勝君) そこで政府当局にお伺いするのですが、政府といふことは、この増産計画というものを、それを、明確にしたわけだと思ひますが、この点は間違ひありませんか。

○説明員(柿手操六君) 電力の増産が四半期ごとになつておりますので、来年の七月までの増産計画は私どもの手

許にありますが、今現実にメーカーに對しまして、電力とこれに伴う生産の責任と云ふものは、第三四半期の十、十一、十二月の三月は行つておりますが、第四四半期の電力計画をする場合に、やはり一、二、三の三月の電力の増産及び肥料の生産の責任を指し示したい、かように考へております。

○委員外議員(野澤勝君) そうすると、二十六年度の八月から、本年の生産予定計画ですが、二百四十萬トン、そのうち東北肥料はどのくらいの増産をいたしておりますか、ちよつとお伺いたします。

○説明員(柿手操六君) 只今ここに工場別の増産の数字を持つて参りませんでしたが、大体東北肥料は月五千トンの程度だと記憶いたしております。

○委員外議員(野澤勝君) そこで私は更に政府にお伺いするのですが、東北肥料の五千トンは、これは月産高……。

○説明員(柿手操六君) そうです。おきながら、東北肥料がまだ一カ月に亘つて争議を続行しておるわけですが、私昨日述べたばかりでございますが、この東北肥料の月産五千トンの生産割

當を受けて生産をしなければならぬ、この重要な時期に當りましてです。ストライキをもう一カ月やつておる。それであなたのはこの増産計画が一体実行されるのか。私は肥料部長を何も追及したいとか何とか、そんなことは思つておりません。これは私は重要な段階にあると思ふ。というのは、この電力をですね、今東北肥料が現在廻しておる、青森にある会社に廻しておる、こゝういふようなことをして果して

あなた今農民の大事な肥料の需給計画が、春肥の増産を急いでおる際に、一体かようなことで政府の計画通りに乗るか、乗らないかといふことは私は非常に不安を持つておる。そこでこの問題の経緯について私は調査をいたしまして、で、労働組合のほうは何とかして早く生産を上げたいというわけで、これは賃金問題から入つておるのであります。今日は細かいことは申しません。数字的の細かいことは申しません。労働組合の要求がどう、会社の利益がどうという細かいことは申しません。一応私はそれらの需給関係から見ても、せめてはそれらの重大な問題でありまして、故に、この委員会のお忙しなところを煩わして委員外議員を許してもらつたのですが、これは一つ当局において考へてもらわんことは、全農村に大きな影響をもたらしまして、更に言うまでもなく、生産上にも大きな支障を来たす虞れもございまして、こゝういふ点について当局は何か事情を聴取しておりますか。聴取しておるとしたならば、それに対して何か手を打ちましたか、この間の事情について一つお答えを願ひたいと思ひます。

○説明員(柿手操六君) 肥料の生産確保が非常に重要な際に、東北肥料が先月の二十九日の朝から争議に入りまして工場を全休いたしましたことは、誠に遺憾なことでありまして。我々どもといたしまして、非常に今心配をいたしておるものであります。これにつきましては、労資の賃上げ要求に対する意見が相当に食い違つておる、なかなか妥結に入らないのであります。が、私どもとしては何とか一日も早く

妥結することを望んでおります。いろいろ調査はいたしておるのですが、ありますけれども、我々が直接干渉いたしまして、解決するということに乗り出すのは、なか／＼困難な模様がありますので、一方工場は全休いたしまして、生産計画の確保に支障があるという点では困りますので、御指摘のように、電力の制限段階におきましては、一般には或る工場が電氣を使わない場合に、他の工場にその持ち分を渡すというところは、制限段階では権利の譲渡というよりなことになるので、一般の取扱としてはむづかしいのであります。が、肥料の生産確保の重要性から、特に公益委員会、電力会社等と話をしまして、東北地区における硫酸製造会社たる日東化学の青森工場にその電氣を譲りまして、そうして全体として生産ができるだけ確保されるようにという措置を講じて参つておる次第であります。

○委員外議員(野澤勝君) もう二、三点お聞きしたい。そこで先ほど言われたとき、十一月の生産は予定通りに行くといふ見通しだと言います。が、その事実だけを見ても、私は一つとして予定通り行かぬのじゃないか。特にこの問題の内容などはあなたもお聞き取りになつておると思うのですが、どうです。労働組合では一万五千円ベースにしてくれ、一万一千円やつを四千円増やして一万五千円にしてくれといふ要求なんです。ベースの問題は、これは別といたしまして、肥料の資本家に対して団体交渉で今日まで十回以上も要求しておる。これに対しては恬としてこれを受け付けない。これはこの委員会とは別の問題でござい

ますが、一応質問に關連を持つておりますが、故に私は申上げののですが、そこでかようなことで農民の迷惑になるというのを真実と考へてゐるかどうか、更に肥料生産家としての任務なり、性格なりをどういふふうにか考へてゐるか、こゝういふ点に對して私はメーカーは実に無責任だと思ふ。農林省の次官もおりますが、農林省の次官も、かようなことはあなたも情報を得ておると思うのですが、若しかやうなことが長く続いて春肥に影響して生産上に支障を来たすという、こゝういふことに對して、農林当局は通産当局との間にこの問題について何とか折衝しておるのですか、これを一つお聞きしたい。

○政府委員(島村軍次君) 農政局において通産省と常に協議を續めております。

○委員外議員(野澤勝君) そういう事務的な答弁でなく、あなたの耳に入つておらぬと思ふ。農政局がやつて入つていない、だから本月初めに聞いたのだから、直ちに農政局に注意して、いづれ後日報告してくるなり、答弁してくれたいといふことを聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) その通りいたします。(笑)

○委員外議員(野澤勝君) そこで最後に通産省当局にお伺いするのでございしますが、勿論かような措置に對しましては通産省当局としてはベースの問題に介在するわけには行きません。以上のように事情をおわかりになれば、以上、十回も交渉して一度もちんともしやんとこれに對するお答えがないといふことは、これは如何にし

でも、私は生産機関として不まじめだ
と思うのです。こういう点について今
後需給計画に支障を来さないという
ことが通産当局から質問を得るなら
ば、私はこれで質問を打ち切ります。併
しかようなことが全国的な需給計画の
枠の中にあることであるから、生産が
とまるようなことをしては困るから、
何とかしなければならぬというなら
ば、嚴重に会社に通告する用意がある
かどうか、この点を一つお聞きして質
問を打ち切りたいと思います。

○説明員(柿手操六君) 今度の争議の
原因及びその後の長引いておる原因が
どちらにあるかという点についてつ
きましては、私も判断はつきかね
るのでございますが、只今野澤さん
のおつしやつたことは、私の承知いた
しておりますことは多少違つてい
るようでありますが、これは私も参考
にいたしまして、一日も早く解決いた
しますように、それ／＼適當な措置を
いたしたい、かように考えております。
○委員外議員(野澤勝君) 御親切な行
政当局の御答弁をお伺いいたしました
ので、これを以て質問を打ち切ること
にいたします。どうも有難うございま
した。

○委員長(羽生三七君) ちよつと速記
をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(羽生三七君) 速記を始め
て。

○片柳眞吉君 米麦の統制撤廃が一応
棚上げになりましたけれども、実はそ
の間の善後措置につきまして数点事務
当局に御質問いたしたいと思うのであ
ります。麦なり米をいつ外すかという
問題は、これは大きな政治上の問題で

ありましようから、本日はこれは避け
まして、それ以下の概して事務当局で
大体御答弁のでき得る観点から御質問
いたしたいと思ひますが、第一点は今
日の本会議でも門田議員から御質問が
ありまして、農林大臣から御答弁があ
りました。併し必ずしも内容が実は
はつきりしておらないので、重ねて長
官にお聞きをしたいと思ひますが、
この間の知事會議で相当の報奨金を出
して欲しいという要望がありまして
し、或いは集荷委託費も出して欲しい
という要求に対して、善処をいたした
かという点について、善処をいたした
行状になつておりますか。特に
ような報奨金等を出す財源は大體どう
いうところを以てとされております
か、先ずこの点をお聞きしたいと思
ひます。

○政府委員(安藤子藤吉君) 出す形式
については集荷委託費か、或いは完
奨金かという点で考え方が異なるわ
けであります。恐らくいろいろ／＼な点
から考えると、完奨金という形では
これは予算がとりにくいだろうと思
ひます。特に関係筋との関係におい
て、超過供出奨励金ならば考えられ
る筋もありまうけれども、割当数量を完
奨するに於いて完奨奨励金という形
において新しい予算をとるといふこ
とはなか／＼困難であらう。そういた
しますと、やはり集荷委託費の増額と
いう形において処置をするといふこと
にならうかと思ひます。ただ
それで相当多額の金が認められた場合
に、それをどういふふうに使つかとい
ふことについては、内部的にこれを処
理できる問題であるといふふうと思

ております。それで関係筋との折衝は
まだ始めておりません。適當な機会を
見て申込むといふふうになつておりま
す。

○片柳眞吉君 それはその程度にいた
しまして、次に実は今並行して審議を
しております補正予算との関係があ
るわけでありまして、来年の一月以降
の麦のクローブの予算で、クローブ
制の予算とそれから委託加工の予算が
落ちておるといふふうになっておりま
すが、その真偽と、そういうことから
推察をしますと、来年度の一月から
麦の配給を自由にする、これは裏
はらになると思ひますが、その辺に
つきましてそういう方針が依然として
堅持をされておりますか。もう時期も
迫つておりますので、又食糧全体の需
給関係もある、これを成る程度延
期をするという方針になつております
か。実はこれは業界としても非常に苦
迷をしておるのであります。もうすぐ
十二月にも入るわけでありまして、そ
の辺につきまして一つはつきりした方針
を伺つておきたい。

○政府委員(安藤子藤吉君) ざつとば
らんに申し上げますが、この委託加工の
問題とそれからクローブの問題は必ず
しもこれは表裏一体をなさないで考え
ていい問題だと思つております。政策
的に或いは一致されたほうが便宜な場
合もあるかと思ひますが、一応切離し
て私ども考えておりますが、委託加工
の点は、これは前々からそのうちに打
切るといふことを業界には通知をいた
してあるわけなんです。業界としては
その際に委託加工を廃止されることは
困るといふことを再三陳情を受けてお
ります。併しながら端的に申し上げます

と、現段階において麦類の委託加工方
式を採用する状況には私はないのじや
ないかといふふうになつておるわけ
であります。御承知のように昭和二十
一年から二十二年に委託加工方式をと
つたのですが、当時は委託加工方式を
とつて、業界は全面的に反対し
て情勢は違ひますけれども、この段階
に参りますと、委託加工方式を主張す
ることはあたかも食糧統制の本質であ
るかのごとく言われる向きもございま
すけれども、私もそれはもう三、四
カ月前から委託加工方式は近いうちや
めるというのを言つておるわけ
です。当初予算では十月まで委託加工方
式をとることにしておつたのです。併
しながら最後でもありまして、これ
は大蔵省と話を年内一ぱいだけ
とに委託加工方式を続けようとい
ふことで、二月間の委託加工費とい
うものをとりましてそれでやつてお
るわけなんです。大體私は一月以降買
取り加工方式に切替えていいのじやな
いかといふふうには只今のところ考
へております。

それからクローブの問題でございま
すけれども、これは一番すつきりした
形から申し上げますと、委託加工方式を
やめた際にクローブも外してしまつた
ほうが、非常に形としてはきれいに
なりますけれども、場合によればク
ローブは若干けれども、場合によればク
加工方式と並行した形においてやつ
て見るもの一つの方法ではなからうか
といふことを実は考へておるわけであ
ります。と申し上げますのは、全然ク
ローブをやめると、いろいろ加工業者が

金融を受けるについてもクローブ制を
布いておいたほうが若干金融を受け
やすいといふような事情もあるといふこ
とも聞いておるわけでありまして、買
取り加工方式にいたします際に、原則
としては代金延納制度は認めないつも
りでありまして、金融の問題につきま
しては、日銀なり或いは政策委員会
と／＼交渉を進めておられますけれども、
或いはその辺の暫定措置をいたし
まして切替時において若干クローブ制
をもう暫らく続けたほうが或いはいい
のではないかとはいふようなことも考
へております。この点はまだ少し研究
をして見たいと思ひます。大體の考
へはそんなところでございます。

○片柳眞吉君 長官から委託加工を
するべき時期ではないという御意見であ
りました。私はややこれに對して反
對のデーターを提供せざるを得ないわ
けであります。これは一つの間違ひな
いように私の意見に對してお答えを願
ひたいと思ひますが、今年の麦を政府
が農家の売れるものを全部買取つてお
ります。これは私は事情が許せば
委託加工から買取加工に變更すること
も止むを得ぬと思ひますが、
どうも事態を調べて見ますと、政府
に對する供出も相當出でおります。あ
りますけれども、他面政府以外に売ら
れておる麦も相當あるわけでありま
す。而も当初は政府の買入価格よりも
相當安い価格で、そういう間の業者が
買つておる。その後多少上つて来ては
おりますけれども、併しなお政府から
もらうよりも、安い原料を持つてお
る、こういうことが一つと、それから
最近であります。農林省は飼料関係
の麴の価格が低価格であります。法令に

よる価格ではないのでありますが、つまり勧告価格として相当安い価格を、加工業者がこれ以上売つてはならぬという強い行政措置をとつておりますが、併しこの勧告価格を守つてゐるのは極めてまじめな業者だけであつて、大部分の業者は殆んどこれを守つておられない。特に闇のルートで原料を獲得したような業者のかたは、これは先ず大部分がそういう勧告価格に従つておらないのであります。又従わなくても原料は自分で持つてゐるわけでありまして、政府の言うことを聞かないでもこれはいいわけでありまして、そうすると安い原料を相当持つてゐる、而も懸は非常に有利に売れるという関係で、こういう政府から正規のルートで原料をもらつておられない業者のほうに、実は非常にいい製品を安く売り得るという状況にあるのであります。こういう安い原料を持つておつて、而も懸が高くて売れて非常に儲かる業者が相当あるわけでは、これは厳然たる事実であります。そういうときに買取り加工をして自分の計算において製粉なり精麦するといひましても、これはそういう高いものを買取り加工しないのであつて、従つて私はこの時期に而もお話のように代金延納制というような措置も講じないで、買取り加工にしまして、これは表は売れないで業者はやめてしまふ。現に食糧庁それ自身においても、これは懸を成る程度作らざるを得ない関係で、私の聞いたところではすでに来年の二、三月頃までの粉ができてゐるのであります。粉は莫詰りになつておりますが、懸は成る程度作らざるを得ない事情から、先が詰つてゐることを見越しておりながら、或る程

度の製粉等をやつてゐるわけでありまして、政府自身も相当の手持ちがあるわけでありまして、政府も相当の滞貨といひます。か、手持ちを持つてゐる。それから闇の業者といひます。か、正規以外のルートから原料を買つた業者の人は、これはコスト上非常に安い、而もいいものを作つて売り得る、こういう両面がありながら、買取りにすると、うことは、私は非常に業者に負担を強いることになりはしないか。ですから換言すれば、そういう闇の業者が現在手持ちの原料を大体消化してしまふ時期、又食糧庁としても現在の手持ちが大体捌き得る時期にこの切替えをしませんと、私は不当にまじめな業者に犠牲を強いる、これは買取る者もむしろないのでないかと思ふのであります。が、その辺はどんなものでありましようか。これは私は実態がそうだと思うのであります。その点を聞かせ頂きたい。

○政府委員(安孫子勝吉君) いへ、見方によることと思ひますが、今お話のように大体当初十一月、十二月の加工を、一月末までの需要を見ましまして、その程度で以て加工をさしておつた懸の事情が悪いのでございまして、若干数量を殖やしまして、二月の所要量を成る程度見込んだ数量を確保させることにいたしました。懸の価格について牽制をいたしたわけでありまして、それはそういうことになつております。それからそういうような状況において委託加工をやめるのはおかしいし、適当な時期じやないというお話であります。その議論は、これは私だけの考えでございましてけれども、詰めて参りますと、結局闇のものがよく

つて安くなつて、政府委託加工のものが高くなつて、ものが悪いというような形が端的に流通過程において出て来ておるような段階になつて参ります。と、委託加工方式によるか、買取り方式によるかという問題にやなく、実は表の配給統制自体をどうすればいいかというところの問題を包蔵して来る問題ではなからうか、そういう状況であるが故に、委託加工方式を続けるべきだといふことにはならないので、そういう状況が非常に顕著であります。すれば、表について配給統制といふものを考え直すべき段階に出ているのではないかと、いふに私も理解すべきじやなからうかと考えておるわけでありまして、一応その辺で……

○片柳眞吉君 ただ政府からまじめに原料を受け取つたのを作つたのでは競争で得ないような事態は、これは私は政府の責任だと思ひます。要するに農家の売るのは全部政府が買取りという態勢で今日まで来ておりました。これは私は懸は懸それではないと思ふのですが、政府から原料をもらつては到底競争で得ない、安く原料を買つて、而も懸は勝手に売つておる、こういう業者の存在を、強力な競争手を片づけるに作りながら、競争できない状態において買取り加工で危険を転嫁すること、これは私は政府としては責任があるのではないかと。ですからそういう競争手が能力を失ひ、大体今の手持原料を大体捌いてしまつて、今度は多少高くても政府から原料をもらつて加工したものでないに製品がないうという時期になりまして、これはそのときに止むを得ないと思ひますが、いへ、競争相手を作つておいて、それと並行して、みじめな業者にこれでやりなさいと、而も延納は認めないといふことでは、到底私は太刀打ちできないと思ふのです。根本的に表の統制を外すといふよりも、そういう競争態勢においては無理があるのではないかと、こゝういふ実は極めて現実的なことを申し上げておるのですが、いいのですか。

○政府委員(安孫子勝吉君) ちよつと食ひ違ひになると思ひますが、一方闇と云つても安い闇でございまして、一方闇と云つても闇のものを扱つて非常に儲けておる。ところが委託加工方式でやつておるのではとてもたまらない、尤もたまたまと言ひましても、製品は政府が買取るわけでありまして、今のところは業者が直接損をするという形にはならぬと思ひます。政府、言ひ換へれば特別会計がその損失の負担をするような形になるのですから、そういう形において危険な負担から逃がれたといふ意向を持つてゐる業者もあるだらうと思ひます。又一面先の問題を考えますと、この懸は買取り加工にしまして、やはり買取り加工企業の問題もありましかつても、闇のものと対抗し、業界自体の合理化と申しますか、経営の健全化と申します。か、そういうようなものを積極的に図つてやつて行くべきである。そういう意味から早く買取り加工方式に切替へてもらいたいという意向も一部であるのであります。そこはいろいろ考え方になると思ひます。まあ委託加工方式をとつておりました、これは業者といひましては、実に安全の上でもない経営の仕方だらうと思ひま

す。全部この危険負担は政府の特別会計において消化する。どういふ製品を作りまして、どれだけの数量がありまして、全部これは政府がかぶつて参るのであります。業者といひましては安全の上もないやり方だらうと思ひます。併しながら今後の議論はともかくといたしまして、表の統制廃止の問題も、米と若干ニュアンスの違つた意味において考えなければならぬという状況になつておると私も一応理解をいたしますならば、そういう状況に表の加工業者等も頭を切替えて今からそういう態勢に持つて参ります。とが、今後の業界の健全な発展の上においてむしろいいではなからうかというような、従来表につきましてゐる食糧の窮乏した時代に緊急加工等をやらせまして、いへ、努力を願つて来た業界に対して、甚だ私どももいたしまして、言ひにくいことではありますけれども、随分この問題については、今までに延ばして延ばして来ておるのであります。これはきりのないことではありますから、大体三、四カ月前からこの事態についてははつきりお話をいたしておりましたので、この辺で当じやなからうかというような考え方をいたしておるわけでありまして、只今のお話の点については、そういう意味もありましかつても、又それでない部分も私どもとしては実は聞いておるのであります。この辺は又よくお話を聞きたいと思ひまして、検討すべき必要があるものについては、検討いたして見たいと思つております。

○片柳眞吉君 まあこれはよく研究をしてもいいと思ひますが、而も

無限に委託加工を主張するわけでも何でもないのでありまして、要するにさつき言つたような強力なライバルを、政府がこれの発生を放任しながらその競争能力がまだ存続しておる間に、買取り加工に切替えるのは、この辺に無理があるのでなかろうかということ、それらこれは恐らく部長、課長の意見も私は相当この辺に或る種の拘泥があるのではないかという感じを

持ちますので、その辺の事情をよく検討して頂きたいと思ひます。それから買取りにした場合には延納は認めない、それから政府買取りにしても金融の關係もあるからまあクーポン制は或る程度続ける、従つて広義の配給制は続けることになると思ひますが、本来のクーポン制の建前を決定いたしますと、要するに消費者なり、需要者が選択する所にクーポンがたくさん集つて来る。まあ製品の悪い、或いは値段の高い所はおのずからクーポンが集らぬということになります。果して今日までのようなクーポンの環流状況から見て参りまして、クーポンが回収されなければそこに割当ができなと思ひますが、果してそのクーポンが完全に環流されるという見込がありますかどうか。環流するとなれば、製粉等々は非常に大きな製粉工場から非常に小さな所まであるわけでありすが、概して大きな所にクーポンが集中して、中小工場は殆んど買取り加工をして、も、裏付けのクーポンが来ないといふ非常な不均衡が急激に起きて来るのではないか、こういうふうに考えます。が、その辺はどんなふうにお考えになつておられますようか。

○政府委員(安孫子勝吉君) クーポン

の回収の現状からいたしますと、クローポンの回収だけでこの割当を決定したすということも危険であるかと思ひます。まあクローポンの環流状況も主として考えなければならぬと思ひますけれども、今のお話のような中小企業に関する措置等も加味いたしまして、割当をして行くということが経過的には必要ではないかというふうに存じております。

○片柳眞吉君　延納制は全然認めないのですか。

○政府委員(安孫子藤吉君) 延納制は原則として認めたくないと考えております。実はこの点非常に私どもとしては苦しいのでありますけれども、クレーン制がない場合に、配給制度がなくなつた場合に、金融機関は加工業者に金融をつけるかという、これは非常ににつけにくいと思うのであります。今のように配給制度がありますと、配給制度の裏付けにおいて、金融機関が加工業者に、買取り加工に對しましては、相当金融をつける自信を持ち得ますけれども、これが自由になつた場合には、銀行としては相当資金融通については危険を感じるだらうと思ひます。その事情は同時に食糧特別会計にも適用されることなであります。銀行が非常に裨益質になるのは、特別会計がそのままで、会計の健全性から申しますと、これを無條件に延納という形にしておいて特別会計が引受けるということでは、会計の運用から申しますとこれでは、会計の運用から申しますとこれでは、できない、適当でないというふうに思つておるわけでございます。特別会計を預つておる立場から申しますと、これはどうしても延納は認めたくないところなのでございます。ほかの例を

つて私相濟まんと思ひますけれど、問題
薪炭需給調節特別会計がいろいろ問題
を起したその発端は、やはり卸に對す
る売却問題が、統制が崩れます際の害
情からいたしまして大きな問題であつ
たことは片柳さん御承知だと思ひま
す。これはそうした先例もあります
ので、延納につきましては、私はよほ
ど慎重に扱つて行く必要がある。でき
るだけこれは金融機関において賄うべ
きだろうと思ふ。ただ金融機関にた
しまして、只今申しましたように、

相當臨時制度がなくなりました。これは危険を感じまして資金融通については汲みださうと思つてあります。そうしますとそこに相當激進な事業界、加工業界の淘汰が行われる。そうむざんに激進な淘汰が行われることは、中小企業界の維持の上から申しまして、又業界の今後における健全な発展の上から申しましても望ましいことではありかねないので、その辺は何か是非調整とらなければならぬというふうには考へております。けれども、一途に言へまするように延納制度によつてこの問題を解決するといふことは非常な、業界から申しますれば一番いい方法でありますけれども、全般の市場から申しますならば、必ずしもとるべきでではないじやないかというふうに考へております。

○片柳眞吉君　それからもう一度、政府が相當の變の關係で來年の二月、三月頃までの製品を持つておるわけですが、食糧庁がそういう製品を賣つておりますと売捌きには相當苦勞を思ふのであります。この前に上げたように、やはり食糧特別計の赤字なり、資金の關係が響いて

ると思ひますが、食糧庁に依頼をやるに
月まで、一月から買取り加工をやるに
食糧庁の手持はこればかり、売捌けな
ないという關係で資金の方が更に困難
になるのではないかと。ですから私が言
つたのは、闇の業者とも競争でござい
し、食糧管理特別会計の赤字を防ぐに
いう点からも、一月からにわかに買取
りに移すことは食糧庁の手持を捌け
いう点からも一つの矛盾なり、或いは
要な競争、買取り加工をする業者と食
糧庁の手持の製品の売捌き競争とい

ものか起きて困るのではないかというふうにお思いますが、その辺はんなふうに御考えになりますか。

○政府委員(安藤子藤吉君) 闇のものがどれくらい出るかという問題が第の問題になるかと思いますが、自由代におきまする麦類の商品化率等が考えますと、一千万石を若干越えくらのものが恐らく流通過程にはつておるものだらうと思います。それが政府で買つておりますのは八百万石、七百万石、ざつと三百万くらい流通すると一応前提に置まして何月になればいいゆる對抗力というのがなくなるか、漸次新麦の時期に付くにつれまして、その点は少くなくだらうと思えますけれども、そのうに又新麦が出て来るということになれば、新しい又問題が起きて来る。全に闇のものの對抗力がなくなつた期をつかまえてというお話でございすけれども、その時期のつかまえては、例えば一月よりは二月、二月よりは三月、三月よりは四月というふう遅れれば遅れるほどいいことはわかますけれども、そういうふうに一月二月、三月と遅れたからと申ししま

う性質のものではありません。せし、それから食管特別会計で製品を相対手持いたして、その今後における処分問題がいろいろ困難をするだらうといふが、その点も私どもとしては考えおりますが、これはやはりいろいろ後食糧事情によりましては、或いは意契約で以て行かなければならぬ場もあるでありますし、又格安に置をして消費者の利便を図るべき間場合によれば出て来るであらうと思

ますし、一、二カ月でこの品物を倉に処分をしようということであればいろいろ問題があろうかと思ひますけれども、新麦の出廻り期までこの製品順次なし崩しに処分をして行くといふことであれば、社会的にそう大きな問題を起さないでその程度のもので処分は私どもとしてはできるのじやないという見通しの上に立つて、大体一時分が適当じやなからうかという判断をいたしております。その点は先ほ申しましたように、もう少し闇のものと実態、或いは闇を扱っております一部加工業者等の状況等の資料をもなお一月余り時間もあるわけでござますから、十分調査をいたしましてできるだけ早くその時期について方をきめたいと思ひます。

○片柳眞吉君 時間もありませんか余りくどくは申上げませんが、要すに、ややそいう実態の認識が、御査が是非欲しいと思ひます。やや粗の感があるという実は私は印象を受けるのであります。本当によく実態をべてやつてもらわんと、食糧庁そ身の問題でもありますし、食糧庁そ

自身というよりも特別会計に相当の赤字をもたらしという問題に私は考へておるのでありますが、これは一つ是非再検討して頂きたいと思つております。どうも今までの御説明では、私の質問に対しては納得が行かないのでありまして、その辺を一つ更に根本的な検討をして時期なり方法をきめてもらいたいと思つております。特にこの金融問題等は政府が完全な金融措置を講じてくれますれば、これは延納制の必要はないわけでありまして、恐らくこれは必ずしも思つております。米屋さんなり、或いは個々の加工業者について延納制を認めて、製粉とか精麦に延納制がないという事は、これは完全な金融の裏付けを政府がやつてくれれば問題ないと思つておりますが、その辺は多分に危険性があるわけでありまして、それから、そういう点も併せて考へて、実施の時期なり、方法につきましては更に再検討を強く要望したいわけでありまして。

最後に只今飼料が非常に上つておりますから、飼料の価格を抑えるという事もこれは私には一つの方法だと思つておりますけれども、どうも実績を見ると、メーカは飼料価格で出しながら、実は中間の業者がこれをむしろ悪用してゐるのであつて、最末端へ行けば殆んど飼料価格を強いてもこれは殆んど行かない、こういう実態の上であります。この前廣川さんに私申上げたのですが、麦の統制を外すと言いつつながら、麦の副産物である糠とか麦糠を、これを實際上統制に等しい措置を講ずることは本来顛倒ではないかという事をこの前にも申上げたのであります。どうもまじめな業者は

これを守つておつて、不まじめな業者はほとんどこれを守つておらない。これでもう製粉のコストなり、或いは精麦のコストは非常にその間に開きが出来るのであります。これを依然として維持される意思がありますかどううか。その辺を一つ御答弁を得たいと思つております。

○政府委員(安孫子藤吉君) これは問題は飼料でありますけれども、非常に大きな問題だと思つておりますが、越つては或る程度飼料価格等によつて抑えることが出来ますけれども、メーカの手を離れましたその後における中間業者においてどういふ価格でどう処分をされて行くかという事については、何らの権限なり、或いはこれを抑える措置もできないのであります。それから、最末端においては飼料に割高な価格で買われる。メーカの方からは、まあ正直なメーカはその飼料価格で渡してあるにもかかわらず、最末端において相当高い値段で買わざるを得ない。中間業者の利益が相当大きいという実情にあることも事実であります。これは従つて単に飼料価格でこれをやることはいかゞかというふうな問題ではなくて、そういうふうな物資についてどういふ経済的政策を以て臨むかという根本の問題に關連して来るのであります。これは一難だけではない、その他のいろいろな物資についてもそういう問題があり得るのだらうと思つております。現状におきましては、自由という建前の下に來ておりますので、その間におけるいろいろな矛盾なり、経過措置としてのうまく行かない点を行政的に処置をしてゐる、行政的の処

置をしようとするればこの程度のことしかできないのだという事で御了承願ひ下さい。よりほかならうと思つております。

○岡村文四郎君 お尋ねをしたいと思つておりますが、ガリオア資金で輸入をした大豆が六万トンばかり手持ちがあるようでありまして、これを最近競売に付して売りたい、こういう御意向があるようですが、事実かどうか。

○政府委員(安孫子藤吉君) 大体そういうふうな考え方をいたしておられます。

○岡村文四郎君 今初めてそういうお話をするのではなくて、前々からもそういうことをお願いしたいことがあると思つておりますが、今大豆の出廻期に當面をして、今までに売つておいて当分控えてもらうことは結構だが、今出されると、非常に大豆の価格に影響を及ぼさうかと、こういう心配をしておりますが、相当高い価格であるからその心配はないのじやないかという話もあるやうであります。高くて売れない価格で出すという事になりまして、今出しても国内産に影響がないと思つておられるか、又六万二万トンを全部お売りになるという事についておられるかどうか。

○政府委員(安孫子藤吉君) 大体十二月時分から来年の夏ぐらゐまでの間に逐次なくずしにやつて参りたいというふうに思つておられるわけでありまして、この三月まではそのうち一万五千から二万トンぐらゐのものを状況によつて処分して行く、市況に対して余り大きな変化を与えないように、その点は十分頭に入れて措置をして参りたいというふうに考へております。

○岡村文四郎君 これは保の人の話にやるのでして、実は長官にお聞きに行つたのですけれども、なか／＼近頃部屋にすることが少くて、今お聞きするわけでありまして、相当高い価格になつておるやうで、買入価格は六十キロに直すと三千四百ぐらゐらしいやうであります。六月からこつちの倉敷を掛けると相当なものになるのであります。計画を立てておられるかお聞きしたい。

○政府委員(安孫子藤吉君) 幾らかという事はちよつと申しかねますけれども、まあフロア・プライスはきめようかと思つております。一つの基準価格という事。このフロア・プライスは公明はしませんけれども、大体外国の大豆の時価というものを基準にしてきめて行くかという考であります。

○岡村文四郎君 外国の価格の時価というお話であります。我々の考へは、大豆が一番作つても価格が堅くて心配がない、こういうので作らしてあります。大豆が、その考へ方は輸入大豆よりも高くない価格で売つて行くのなれば大体いつも売れるだらう、こういうので実はやつておられて、ところが保の人の話では、三千四百円になつておるから、倉敷を掛けると、想像してわかるが、まあ相当高いものだ、こういうことを聞いておりますが、実は価格によらんものがたくさん出ますと、どうも相場が落ちて非常に困るわけですから、そこで万遍にとりますと、そういうわけではございませんが、それでなくて、例へば現在の相場が東京の相場より神戸、大阪が高い、ところが買う買ひ方は実に少くて、五トンとか八トンとか

いうので、どうも余りうまくない、こういうので地方には出ておりませんが、値段が若し高くて今売出されることは一般市場にいい影響はないのじやないか。私のほうでは余り下りさえしなければ、相当な価格で売れば、その心配はいたしてありませんが、その価格を考へないで政府が売出す、こういうことが一般市場に非常に影響するといふので心配いたしておられます。その点を十分考へになつてやつてもらいたいことをお願い申し上げます。

それから次に輸入いたします時分には、食糧に關するものは食糧庁も十分に意見を入れて、そして輸入されるかと思へば、何だかそうでないやうな感じがするわけですね。通産省と食糧庁計画して入れられる。そして食糧庁はこれをどうせよというふうにするやうな気がしますが、入れる時分から全然御相談がないものかどうか、それをお聞きしたい。

○政府委員(安孫子藤吉君) 政府で、特別会計で買取るものにつきました。は、完全なる打合せの上やつておりますけれども、そうでない単なる外貨割当だけでしてゐる自動許可制ですね、あれでやつてゐる分につきましては、外貨の枠をきめまして、その枠について品目はこれとこれだということをきめまして、その外貨の枠内においてどれを入れようこれは業者の腕次第という形になつておられますので、私どものほうで發言するチャンスというものの比較的小さいのは事実でございます。その例が大豆なんかについて、先高見越で相当一三月たたくさん入れまして、その結果が大豆の価格に非常に

悪い影響を与え、又産業界にも悪い影響を与えておる、又金融界にもいろいろ問題を起しておるという点からいいたしますと、この自動許可制というものが今までのような形において運用されることは適当じゃないというふうに考えられるわけでありまして、そこはもう少し踏み込んで処置をするような方針で行くべきであらうというのを私どももいたしまして提案をいたしました、今その方法につきましては安本、通産との相談を重ねておるようなところでございます。是非そういうことにならしたしたいと思います。

○岡村文四郎君 ポンド資金が大分余裕があるというので、ビュラの白豆、天津の小豆を輸入しようという計画があるというのですが、これもどうも食糧庁でおやりにならんこととおわかりにならんとおっしゃるかも知れませんが、こういう話を聞いておるかどうか。わかりませんか。

○政府委員(安孫子藤吉君) 私は聞いておりませんが、よく調べて見ます。

○岡村文四郎君 実はこれも今入れてもらいたくないという交渉をするには、通産省が安本にしなければ、食糧庁へ話をしても無駄ということなんでしょうか。

○政府委員(安孫子藤吉君) 結局やはり外貨割当の際の輸入する品目から削除をすれば、それは外貨割当がなくなるわけでありまして、やはり安本等にお話願うのが一番適当じゃないかと思ひます。

○岡村文四郎君 これは長官がごつくばらんに話をしてもいいと思ひますが、実は閉会中の臨時の委員会だと存じまするが、お伺いしたことがあ

るのでございしますが、豆類を売却した益金を雑穀にバック・ペイのような形で返すことはどうだというふうな話をしたときに、それは返してもいいのだからという話をされたが、そのときに長官が法律を作らなければ駄目だというふうな話をされたのですが、これはその後知つたのでありますが、実はその金額が非常に少いようで、法律を出してまで要求するような金額ではないのじゃないかと思つておりました。そこで益金があるのは事実なんです、どういふふうにお考えになつておりますか。これはごつくばらんに一つ聞きたいと思ひます。

○政府委員(安孫子藤吉君) 北海道では、殊に手なしの豆類について相当統制を撤廃した関係で、政府があつておるといふので、返せという話が再三強いのであります。併しながら雑穀全般について考えますと、例えばとうもろこしとか、そのほかいろいろなものがございます、全部眺めますとそう大きな利益がない実情であります。それからごつくばらんの話を申し上げますと、今年の八月に消費者価格をきめます際に、米価をきめます際に、これは五割の特別加算に落付まして、一五割が五割に落ちたといふことについて非常に御不満が生産者側にあるのであります、併し五割を付けるにいたしましたもできるだけ食糧特別会計から財源を出して、そして五割に維持した実情であります。一時は特別加算は全然認められんというふうな、五割だとか何かを付けさせた一つの根拠といひましたし、食糧特別会計における若干の差益金、雑穀等についても差益金もある、それもはき出すから米価に

ついては一つ是非特別加算を考へてくれと交渉した経過もございしますので、北海道側から申しますと、北海道のものについて得た差益金を全般的に農民に分与するような形において処置されることは甚だ不当だといふ御議論もあろうかと思ひますけれども、特別会計をいたしましたし、若干の差益金はあるといたしまして、それを本年の米価を決定する際に、できるだけ高くしたいといふことで織込み済みになつてしまつて処置をいたしておるといふ実情もございしますので、端的に申上げますと、雑穀についての差益金を生産者に返すといふことは困難だと思つております。

○岡村文四郎君 法律を作つてまで返されるということになると、これはなかなか大蔵省もうんと言ひまいし、私も最初からそれは何といふか考へております。最近衆議院でも大臣が返すのだと、こういうお話をされたといふこととあります、私のほうの参議院の人までが今北海道から来ておる人と一緒に食糧庁へ行つていろいろお話を申上げたやうで、返してもらふことになつておる、こういうふうな気持で、私はもと／＼あれば返すといふことは聞いておるが、なか／＼それが簡単にいかんことだと思ふが、という話をいたしておる、夏頃の時分には七、八億あるからあれを返してもらふのだといふ話からあれを返して、私帰つてから大分聞かれました。これはどうかかわらん、わからんにしても、わかるにしろな／＼それは簡単に返るものじゃない、まあ全然返されないとはいへないが簡単には行かないと、こういうこ

とを言つておられますが、その片一方で返してくれろのだ、返るのだ、私つてくれるのだと、こういうことを言われなつたものですか。だん／＼話が妙になつて参りました、私の言うことは何だか邪魔をしておりはせんかといふやうにとられる、そうじゃなく、いづかも長官にお聞きしたやうに、返してくれと、それはあれば返すと、併しながら法律が要ると、こゝまで聞いておるのですから、七八億であります、法律を作つても甲斐がありませんが、どうもよく聞いて見ると七、八億あればいいが一億も切れるといふ話らしい。

法律を作る用もないし、そうかといつて、それでない返し方は、食糧庁が好意的に科目を設けてそれによつて返すといふ以外に方法はない。そうなるとな／＼簡単に行かないので、何とかそう長くせんうちに返されるか返されんかといふことをはつきりしてやつてもらはんと、まだ全然やつておらんやうで、全部売上げなければならぬの損益がわからないといふ話をしておりますが、どうも今度確実になつたといふことの報道で実は困つております。私は実はそれが確実になつたことによつて腹を立てて文句を受けました、その文句は私のほうで引受けなければ、金が出ない、その金を出ないことは、岡村がそれを引受けなかつたから出ないのだと、こういうことを言われることを心配しておるので、実は聞かれましたが、第一部長は、そういうことを聞いておつて、あれば返すのだ、方法は面倒だといふ話をしております。併しながらそういう話ばかりじゃ困るのでして、本當に返してくれ

るなら、そういう方法をうまく講じてもらふ方があり返してもらふよりも、おつしやつてもらはんとあたりが迷惑して困るものですか、これは僅かな金でも、私にしてみればとても重大なのです。私が邪魔をしておるやうに思われております、そのつもりでお考えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(安孫子藤吉君) そういういろ／＼なトラブルがあつてはいけません、思ひますから、大体雑穀の処分も済んだわけでありまして、道庁に來てもらひまして、はつきりその趣旨は私のほうでお話をいたします。

○松浦定義君 ちよつと長官に伺ひますが、勿論関連して申上げるのですが、私こゝで岡村先生にちよつと御相談申上げたのだが、恐らくこの委員会でも申上げるまでもないだろう、大体私がきまつておるのだという御意見もあつたのですが、どうかと思つておりました、今長官に聞いておりますと、非常に面倒なやうな話を申されたので、私も責任がありますから一言お尋ねしたいと思ひますが、これはすでに長官には申上げなくても十分御承知のことだと思ひますので、簡単に要点を申上げようと思ひます。それで當時、これは今年の一月からこの問題が起りまして、三月一日附で統制撤廃になつた、而も雑穀に關しましては価格を設定する當時からこの問題がありまして、すでに二十五年度の価格をきめるときには、恐らく雑穀に対しては主要食糧としての価値は今すでになくなる時期に直面しているのだといふ意味合いから、品種別に価格をきめる場合には、消費者が遠慮するやうなものについては上げられない、こういうやう

なことがいろいろありまして、いろいろ意見があつたと思ひます。そうしてその場合に若しこれが途中で統制を撤廃されるような場合には、自由に売つた場合には、これは差額は返すのだという事ははつきり長官も弁明されておつたと思つてあります。ところが三月一日にこれが統制撤廃になりまして、生産者のほうでは一〇〇%供出しなければならぬということで、一月からそういう意向がありながらも半強制的な供出をしたわけで、これが統制撤廃になりましたときに、当時としてすでに手持としては殆んどなかつたわけです。特に又、これが相当生産者にしましてはいろいろの重大な問題から供出を減つたようなわけはありまして、けれども、道庁がその間に入りまして、そのときには話を附言いたしまして、若しそういう場合には、その際には返つて来るんだということで、道庁としまして責任上その供出の推進に當つておりました一〇〇%の完了をした、その結果、只今のような現状でなが／＼それが返されぬというので、今日まで長い間問題になつておりますが、経過的に結論を申し上げますと、農林大臣は、すでに再三こうした問題に當りましたときには返さなければならぬのだということを確認しておるわけですから、まあ最も大きな問題といたしましては、九月に北海道へ参りましたときに、生産者の代表者の団体の交渉の結果、これは返すんだということをばつきりこれは録音しておるわけですから、これは録音にしておいて北海道の全部の農民が聞いて確認をしておりますし、更に山添次官は、これは当然すでに雑穀に対する清算事務だという意

味から、これは返すべきだというお話をしておりますし、先ほどから岡村先生がおつしやいましたように、衆議院の農林委員會で高倉代議士の質問に對しましては、追加と同時に差益金に對しては支払うのだというやうなことを言明しております。さういふ意味から、事務的にいろいろ／＼むづかしい問題だといふことは当然わかつておりますが、こうした問題は私は農林省、特に食糧庁が中心になつて解決をして頂きたいと思つておられます。さういふ問題に先ほど申されましたように、消費者価格を設定する場合、或いは米の追加払いを決定する場合に、その資金に提供されたといふことは私も聞いております。従つてさういふやうな面につきまして、やはりそれだけの問題がありまして関係から、いづれの形にいたしてもこれは農林省とし、或いは食糧庁としまして責任を持つてこれを解決して頂かなければならぬ問題だと思ふ。農林省が大蔵省のほうへ当然交渉されていろいろ／＼な面についての要求をされるべきではなからうかというふうに私は考へております。それからこれはまあいづれ問題になると思ひますので申上げておきますが、本年の米の供出につきまして、これはすでに今から問題がありまして、供出が完了すると同時に、それがなくなるまで恐らく政府は自由販売を待つやうなことはなからうかといふやうなことから、中間において自由販売がされるやうな場合には当然これと同じやうな問題が起つて来る。さういふことにつきまして、過日の十一月十一日に官房長官が放送討論会でお話があつたといふこと

を私は承知いたしておりますが、さういふ場合には生産者に返すのだといふことをはつきり言つておられる。現在におきましては、極く僅かな雑穀類だけでありますから、これで問題はありませんが、若しこれが麦に始まり或いは又米に適用されるということになりますと、若し今日まで進つて来た経過から見ますと、私は農林大臣初め次官も部長も責任問題だと、さういふふうに考へるのです。さういふ意味から考へまして、当然この大きな問題がすでに目の前にある今日におきましては、この問題は私は一日も早く解決さるべき問題ではなからうかと、さういふふうに考へておるわけでありまして、額につきましても現在経理課のほうから出してあります精算金から見ますと、大体に全國で利益を得たものにつきましては一億六千五百万円です。北海道の分がその中で一億四千万円でありまして、その中で先ほど申しましたやうにとりまき、或いは燕麥、らい麦といふやうなもので相当欠損をしておる。それでそれは欠損をしておる部分につきましては、一般食糧会計から補填されておりますが、ときたまこゝうなものに對してそれを引くといふことは、ちよつと疑義があるといふやうに考へておりますが、これは當てにならぬ話でありますから申上げませんが、とにかく利益を得たものにつきましては、かような数字が出ておるわけでありまして、かような意味合から、例えばこの利益の中から所要の経費を引くといひましたとしても、今岡村さんが申上げましたやうに、まあ八千万か九千万ぐらいのものは完全に純利益として農民に返さるべき性格のものが残る、こ

ういふふうに承知しておるわけでありまして、この際一つ、以上申上げましたやうな諸点から、政府といたしましても相當これは今後米の問題に關連いたしまして大きな重要性を持つ問題だと思ひますから、岡崎官房長官もさうしたことをはつきり申されておることから考へまして、更に又大臣或いは次官等もこの問題は解決しなければならぬといふふうに承知されておりますので、当面の責任者であります長官におきまして、只今言明されておりますやうなことをこゝではつきりお話しなさい、これはやはり当然解決すべきものだといふ意味合から、一日も早く善処するやうな一つ好意的な御回答を重ねてお願いしたい、かように考へる次第であります。

○政府委員(安藤子藤吉君) 簡単に申上げますと、結局それは大臣、次官がさう言われたことは最近あつて、而も生産者価格をきめる際の繰込みも帳消ししておき且つ利益がある場合を言つておるのだと承知いたします。従つて私が先ほど申上げたのは、純益がそこで七、八千万円あるといひましたも、それは生産者価格決定の際にその利益といふものは繰込み済みであつて、これは全部消えてしまふ、それ以上利益といふものはなからう、ないといふ見通しははつきりして来た、従つて北海道の雑穀についての価格差益を返す措置は、利益の上からもできない実情にあるといふことを申上げたのでありまして、これはまあ矛盾はないたしてないだらうと思ひます。従つてそれを又少し色気を見せまして、いや又返すのだといふことを言つておりま

すと、私はこの問題は、ざつとばらんに言つて、いつまでも引掛りができまして、収拾がつかないの、その辺は大体事は私ははつきりして来いと思ひますので、この雑穀の価格差益につきましては、使途も全部きまつてそれ以上の差益といふものはない実情であるから、これは大体返さぬといふ方針を確定すべき段階に來たのじやないかといふふうに考へております。

○委員長(羽生三七君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(羽生三七君) 速記を始め。それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後四時三十六分散会

十一月二十四日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、静岡原爆原爆農家の保有米確保等に関する請願(第一一九三號)

一、積雪寒冷地帯地帯振興臨時措置法実施に関する請願(第一二二七號)

一、山口県殖生浦干拓工事施工に関する請願(第一二二八號)

一、南谷川防災ため池築設に関する請願(第一二七七號)

一、進駐軍射撃用地接収村に対する損害補償の請願(第一二八〇號)

一、備前川防災ため池築設費國庫補助に關する請願(第一二八二號)

一、農業改良普及事業の強化拡充に關する陳情(第一二八一號)

第一一九三号 昭和二十六年十一月十七日受理
静岡縣榛原郡農家の保有米確保等に関する請願
請願者 静岡縣榛原郡五和村長 山田寛司外二十二名

紹介議員 河井 彌八君 杉山 昌作君

静岡縣榛原郡下の本年稲作は、種付当初から近年にまれな生育不良に加え八月以降は稲熱病、うんか、二化めい虫等の病害虫が統制しさらに今次のルース台風により軟弱生育の稲を倒伏し個々の農家は供出はもろんのこと、保有米の確保すらできない状態であるから、(一)保有米の絶対確保、(二)防除農薬費の全額国庫補助、(三)五等規格の特設、(四)共済金の即時支払、(五)再生産資金の融資、(六)本年度産米に対する適正課税、等の処置を講ぜられたいとの請願。

第二二二七号 昭和二十六年十一月十九日受理
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法実施に関する請願
請願者 福島縣郡山市議會議長 福内和介

紹介議員 石原幹市郎君

積雪寒冷単作地帯である東北、北陸、山陰地方農業生産力の向上、農業経済の安定ならびに農民生活の改善を実施するために、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法が公布になったが、いまだ何等の指示もない状態であるから、すみやかに本事業遂行の予算を計上して強力に推進せられるよう特別の措置を講ぜられたいとの請願。

第二二二八号 昭和二十六年十一月十九日受理
山口県植生干拓工事施行に関する請願
請願者 山口県厚狭郡植生町長 石光佐市外三百四十六名

紹介議員 中川 以良君

山口県植生町は、人口の増加に反し耕地が減少の一途をたどっているため、従来本市の樹立していた農耕を主体としての自給自足経済は漸くその形態を失つて、全くの消費町化したので、一般町民においてもこの際耕地の増加を図つて町民財政の窮乏を救うことの急務であることを認め植生浦海面一帯の干潟地に干拓工事を通じ耕地の増加を計画しているから実状を調査されて、すみやかに本工事を実施されたいとの請願。

第二二七号 昭和二十六年十一月二十日受理
南谷川防災ため池築設に関する請願
請願者 京都府綴喜郡多賀村長 下村喜平外五十一名

紹介議員 大野木秀次郎君 石川 榮一君

南谷川は、京都府多賀村の南部を西流する屈曲の多い急流河川であり、加うるに流下六百メートルはいわゆる天井川であつて戦時中の濫伐と相まつてたびたび雨が降ればこう水となり年々護岸の決壊、井せきの流出、耕地の浸水等多大なる災害をこうむつていて、これが永久防止策として南谷川防災ため池をすみやかに築設せられたいとの請願。

第二二八〇号 昭和二十六年十一月二十日受理

進駐軍射撃用地接收村に対する損害補償の請願
請願者 山形県北村山郡戸沢村北村山郡町村会内 齊藤三郎外一名

紹介議員 泉山 三六君

山形県北村山郡の西郷、富本、戸沢、大高根四箇村は、昭和二十一年に広大な面積を連合軍射撃用地として接收せられたため、耕作地の減少によつて所得も激減した上に、昭和二十六年に入つては連日の射撃演習によつて道路の破損いちじるしくこれが補修のため多額の出費を余儀なくされているから、すみやかに損害補償の措置を講ぜられたいとの請願。

第二二八二号 昭和二十六年十一月二十日受理
堀並川防災ため池築設費国庫補助に関する請願
請願者 岡山県津山市長 中島琢之

紹介議員 加藤 武徳君

岡山県耕地課では、農林省の助成金を得て、吉井川水系のうち、農作物ならびに農業用施設の被害の最も激しんである、堀並川の調査を開始し、近くその計画も完成し農林省に報告の予定で、昭和二十七年より堀並川流域の水害防止のため池溜工のほずであるが、二億円の巨費を要すると考えられるので関係町村に負担能力がない上、水系全般におよび公共性の大きい事業であるから、大額国庫補助の措置を講ぜられたいとの請願。

第二二八一号 昭和二十六年十一月十九日受理

農業改良普及事業の強化拡充に関する陳情
陳情者 山口県阿武郡小川村山口県普及員クラブ内 下龜馬外二千七百六十四名

農業経済を安定し、農村振興を図る農業改良普及事業の強化促進は現下の重大問題であるから、(一)農業改良普及員を農家五百戸に対し一名、生活改良普及員を千戸に対し一名の割合を確保すること、(二)農業改良普及事業を国と県との責任をもつて実施すること等を実現せられたいとの陳情。